

令和8年度
守山市高齢者いきいき活動推進補助金
応募要領

(お問い合わせ先)

守山市健康福祉部長寿政策課

TEL 077-584-5474

FAX 077-581-0203

E-mail choju@city.moriyama.lg.jp

1 趣旨

超高齢社会が進む中、守山市でも、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が今後増加することが見込まれており、地域社会の一員として高齢者に期待される役割は大きなものとなり、住み慣れた地域で、健康で自分らしく暮らし続けることが、今まで以上に重要な課題となっています。

こうしたことから、高齢者が生きがいのある充実した人生を送れるよう、健康づくり、社会参加、生活支援等につながる活動の充実を図り、高齢者がいつまでも活躍できる地域づくりを進めるため、高齢者が主体となった活動の立ち上げに対して、補助金を交付し支援するものです。

2 対象となる団体

市内に活動拠点を置く団体で、次のいずれかに該当する団体

- ① 3人以上で構成され、市内に居住する65歳以上の高齢者が構成員の3分の2以上を占める団体
- ② 高齢者のボランティア活動を支援する団体
- ③ 守山市生活支援体制整備事業実施要綱に規定する第2層協議体
- ④ その他、市長が適当と認める団体

3 対象となる事業

高齢者が主体となり、継続性、発展性、地域への還元性等が認められ、おおむね月1回以上活動できる事業で次の項目のいずれかに該当する事業になります。

	事業名	内容
①	健康づくり事業	運動等高齢者の健康づくりにつながる事業
②	生活支援事業	高齢者の日常生活を支援する事業
③	居場所づくり事業	高齢者をはじめとする地域住民が集える場づくりを行う事業
④	生きがいづくり事業	高齢者が自身の趣味、特技等を活かした事業
⑤	活躍の場づくり事業	高齢者の社会参加を促進する事業
⑥	その他、市長が認める事業	

※ただし、次に掲げる事業は補助の対象になりません。

- ・営利を図ることを目的とする事業
- ・政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ・他の補助制度等の支援を受けている事業
- ・公共の福祉に反すると認められる事業
- ・団体構成員、関係者のみを対象とする事業

4 対象となる経費

費目	例
報償費	講師、専門家への謝礼金 等
消耗品費	文具類、ゴミ袋、紙コップ、軍手等雑貨類 等
印刷製本費	コピー代、チラシ・冊子印刷費 等
光熱水費	電気、水道、ガス使用料 等
通信運搬費	郵送料 等
保険料	傷害保険 等
使用料、賃借料	会場使用料、機器関係借り上げ料
原材料費	調理実習等における食材、調味料 等
備品購入費	机、椅子 等
その他市長が適当と認める経費	

【対象外（例）】

- ・団体の構成員や参加者に対する人件費、謝礼、活動費
- ・飲食費（ペットボトルのお茶、菓子、弁当、果物等、調理を伴わないもの）

5 補助金の交付回数

補助金の交付は、当該年度につき1団体1事業とします。

同じ団体が、同じ事業で受けることができる補助金の回数は、連続した2回とします。

6 補助金の額

補助金の額は、1団体につき年額5万円を上限とし、予算の範囲内で決定します。

7 申請の方法

(1) 申請の期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）までの間
ただし、年度内に事業を実施できることが条件です。

(2) 提出書類

- ① 高齢者いきいき活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体構成員名簿（様式第4号）
- ⑤ その他関係書類

8 審査

申請書類の内容をもとに、以下の基準で審査を行います。

項目	内容
主体性	高齢者が、“お客さま”としてだけ参加する活動ではなく、ボランティアの参加を募ったり、スタッフとして参加できる内容となっている。
実現性	無理のない事業計画、予算計画である。
継続性	来年度以降も継続的な活動が見込める。
発展性	今後さらなる発展が見込める。 今後、他の地域に広がっていく可能性がある。
地域への還元性	地域の高齢者が抱える課題解決や社会参加の促進が期待できる。

9 補助金交付の決定等

(1) 交付の可否の通知

提出いただいた書類を審査し、交付の可否を通知します。

(2) 概算払い

事業の実施にあたり、交付決定額の範囲内で概算払いが可能です。

この場合、事業完了後に確定した補助金額と概算支払額で精算を行います。

(3) 申請内容の変更

交付の決定を受けた後において、申請内容（事業内容、経費等）に変更がある場合は、高齢者いきいき活動推進補助金変更承認申請書（様式第7号）の提出が必要です。※軽微な変更の場合は必要ありません。

10 実績報告

(1) 提出期限

補助対象団体は、事業完了後、申請年度内に実績報告書を提出してください。

(2) 提出書類

実績報告には、以下の書類が必要です。

①高齢者いきいき活動推進補助金実績報告書（様式第10号）

②事業実績報告書(様式第11号)

③収支決算書(様式第12号)

④その他関係書類

(3) ヒアリングの実施

実績報告時に、事業実施内容の確認のためヒアリングを行います。

ヒアリングの結果、申請内容と異なる点や不明な点等があった場合、補助金額の変更や補助金の返還が必要になる場合があります。また、次年度の申請が認められない場合があります。

11 補助金の受取等

(1) 補助金の請求

実績報告の提出後、補助金の額を確定し、高齢者いきいき活動推進補助金確定通知書(様式第13号)を送付します。確定通知書を受け取り後、高齢者いきいき活動推進補助金交付請求書(様式第14号)を提出してください。

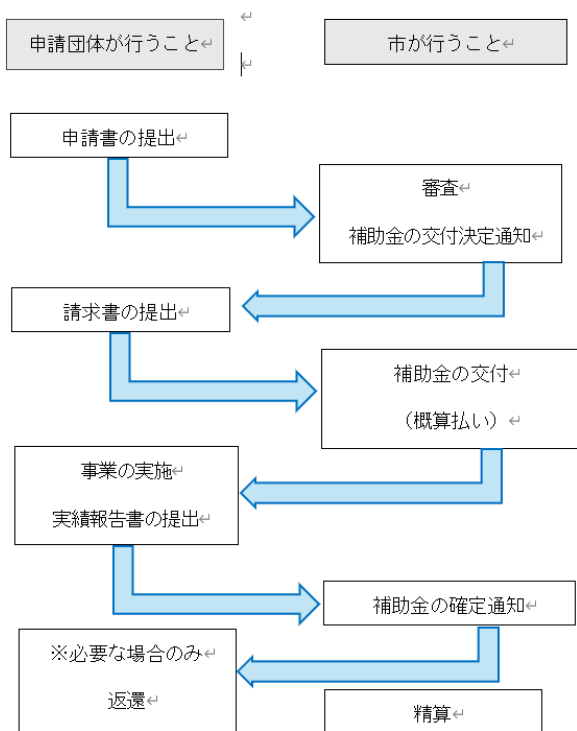
※概算払いの場合は、交付決定通知書を受け取り後に、請求書を提出してください。

(2) 補助金の交付

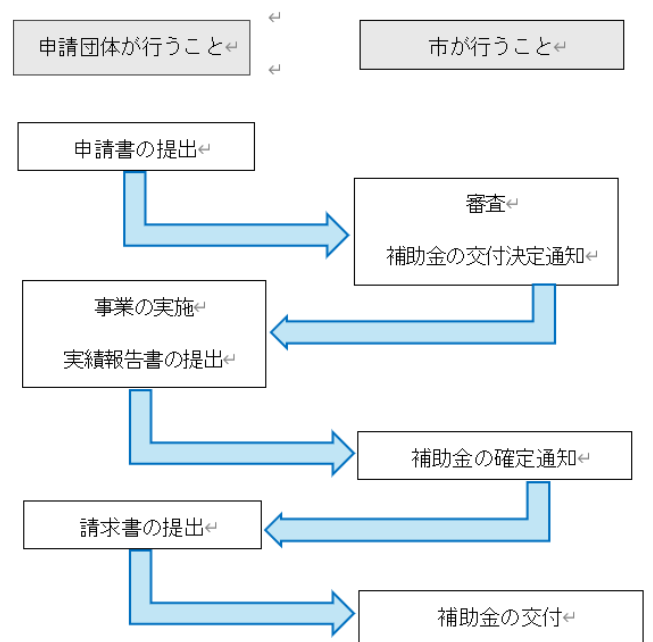
補助金は、指定の口座に振り込みます。

12 補助金交付までの流れ

●事業実施前に交付する場合



●事業実施後に交付する場合



13 Q&A

【1】 Q 既に行っている活動は対象になりますか？

A 社会参加等に主体的に取り組む高齢者の増加や生活支援の充実、主体的な活動の促進を図ることが目的となりますので、令和8年3月31日の時点で既に実施されている（または実施された）事業は原則対象になりません。

ただし、既に実施されていても、事業を拡充される場合は、本補助事業の対象になる場合がありますので、長寿政策課にご確認ください。

【2】 Q 審査は、どのように行いますか？

A 提出いただいた申請書類をもとに、内容に不備がないか、団体要件を満たしているかを確認した上で、事業内容について、主体性、実現性、継続性、発展性、地域への還元性等の項目によって審査します。

【3】 Q 申請団体に高齢者がいなくても、活動の内容が高齢者を対象としていれば対象になりますか。

A この補助金は、高齢者の主体的な活動を支援することが目的になります。

そのため、例えば、サロンやカフェなどの開催をする場合、高齢者を対象としたものであっても、高齢者がいわゆるお客さまとして参加するだけでは対象とはなりません。

補助の対象となるには、高齢者のボランティアを募り、サロンやカフェ等のスタッフとして高齢者が関わる内容であることが必要になります。

【4】 Q 他の補助金等との併給はできますか。

また、自治会からお金が出ていてもよいですか。

A 他に交付を受けている（受ける予定がある）補助金等があれば併給はできません（市の補助金等以外も含め）。

自治会の活動の場合は、申請される事業の会計を自治会の会計と明確に分けることができ、他の補助金等が充てられていない場合、対象となる場合がありますので、長寿政策課へお問い合わせください。

【5】 Q 申請を行っても補助金が交付されないことはありますか。

A 【2】でお示したとおり、審査の結果、各要件や審査項目を満たしていない場合は、交付できないことがあります。

審査の際には、事業の主旨、実施内容等をヒアリング等により十分に確

認を行った上で、補助対象となるかどうかを判断させていただきます。

- 【6】 Q 実績報告時において、補助金を返還しないといけないのは、どのような場合ですか。
A 事業の全部または一部を実施できなかつたり、概算払の場合に、事業費が交付決定額よりも下回った場合等に返還の必要があります。
- 【7】 Q 申請を検討していますが、始めようとする活動が、事業メニューに該当しているかわかりません。
A まずは、長寿政策課にお問い合わせください。
- 【8】 Q 第2層協議体の取組として各自治会単位で活動を行っています。この場合、自治会ごとに申請すれば補助の対象になりますか。
A 第2層協議体として一体で取り組む場合、補助の対象は第2層協議体になります。
- 【9】 Q 団体の構成員の活動費はなぜ補助対象経費にならないのですか。
A 団体の構成員の活動費は人件費と考えられます。この補助金は、団体の事業費に対する補助のため、人件費は対象になりません。
- 【10】 Q 補助金の交付は、「連続した2回を限度」とされていますが、連続しなければならぬのはなぜですか。
A この補助金は、新たな事業の立ち上げ支援であることから、事業が軌道に乗るまでの期間として、2年を想定しているためです。
- 【11】 Q 審査基準に、地域への還元性とありますが、具体的にはどういうことですか。
A 事業実施による効果が、ゴミ出しや買い物等の地域の高齢者が抱える課題の解決につながったり、通いの場や趣味や特技を生かせる場の創出により社会参加の機会の増加につながることを期待しています。
- 【12】 Q おおむね月1回以上の活動が条件になっていますが、下回る場合、補助金額の減額や返還は必要になりますか。
A 結果的に、活動回数が条件を満たせなかつたとしても、活動の準備をしておくことは必要であることから、準備に係る費用が発生していれば、

減額等の対象とはしません。

ただし、実績のない期間が続いたり、参加者や利用者が特定の人に限定されている場合等は、交付決定の変更が必要になることがありますので、一度、長寿政策課へご相談ください。

【13】 Q 公共施設で活動を行う場合、優先的に予約したり、市から予約してもらうことはできますか。

A 各団体のみなさまの自主活動になりますので、優先予約や市が予約することはできません。ご了承をお願いします。

【14】 Q 参加者から参加費を徴収することはできますか。

A 補助金交付終了後も、活動を継続していただけることを目的としていますので、活動資金の確保として参加費を徴収していただくことは可能です。なお、団体の活動や人員に応じて適切な金額を設定してください。

【15】 Q 一度補助の対象となったら、自動的に2年間継続して交付を受けることができますか。毎年申請が必要ですか。

A 毎年申請していただく必要があります。

毎年、実績報告時に、当該年度の実施内容や支出等についてヒアリングを実施します。

ヒアリングで指摘事項があった場合に、改善が見られなければ、次年度の補助対象にならないことがあります。

【16】 Q 変更申請の必要がない、軽微な変更とはどのようなことを言うのですか。

A 開催場所の変更、開催時期の変更、おおむね月1回の実施を下回らない範囲での回数の変更等を想定しています。

【担当・申請書等提出先】

守山市健康福祉部 長寿政策課
住所：守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所1階
TEL:077-584-5474 FAX:077-581-0203
E-mail:choju@city.moriyama.lg.jp